

○京丹後市史跡整備検討委員会条例

平成 16 年 12 月 24 日

条例第 265 号

(設置)

第 1 条 市内に点在する歴史的及び文化的に貴重な史跡を適切に保存並びに管理し、自然景観及び風土との調和を図りつつ、本市の観光資源、学術資料等として有効な活用を図ることを検討するため、京丹後市史跡整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会にその意見を答申する。

(1) 史跡及び郷土資料館その他の施設との有効なネットワークを構築するための方策等に関する事項

(2) 史跡の整備方針、活用方法等に関する事項

(3) 前 2 号に定めるもののほか、本市の自然景観及び風土と調和のとれた史跡の整備、有効活用等に関する事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市民及び史跡等の文化財について優れた識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、代理する副会長は、会長があらかじめ指名する。

(会議)

第 6 条 検討委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。